

令和 7 年 第 4 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和 7 年第 4 回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 7 年 4 月 22 日 (火)					
招 集 の 場 所	志布志市役所有明庁舎 3 階会議ホール					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 7 年 4 月 22 日 午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 7 年 4 月 22 日 午前 10 時 38 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	×	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
	会議録署名委員	席 番 11 番		神宮司 順子		席 番 12 番
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長		高野		事務局次長	黒石
	主幹兼農地 GSL		宮島		主幹兼農地 GSL	圖師
	主 事 補		河野		主 事 補	花木
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第28号 非農地証明願の承認について 議案第29号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 議案第30号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の 指名について 議案第31号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和7年第4回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 福岡裕幸委員から欠席の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、坪田委員、山下委員、垣内委員、道山委員、脇田委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番11番、神宮司委員と、席番12番、畑山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	昨年12月の総会で依頼がありました〇〇さんのあっせんですが、延べ13人の人数にいろいろあっせんしましたが、面積が狭いのと、金額が折り合わず、まとまりませんでした。そして、小作なら良いという方がおり、4ヶ月間ほど頑張ってきましたけど難しい面もありましたので、本人とも話し合いの結果、小作で結構ですという了解を得ましたので、今回で、あっせんは打ち切りとさせていただきたいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただ今、宮脇勇委員から、〇〇さんの申出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、報告どおり打ち切りといたします。 次に、山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	〇〇さんのあっせんを報告いたします。 あっせん調書より示しましたところ、前向きに検討しますということでございます。次回の総会の際には報告できればと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、今市委員の報告をお願いいたします。
委員	今市	2月総会で依頼のありました〇〇さんの畑のあっせんの件ですが、現在買い手を探しておりますが、決定には至っていないため、引き続き活動をして参ります。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、神宮司委員の報告をお願いいたします。

委員	神宮司	3月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんについて報告いたします。3月24日、谷宮委員と依頼人宅を訪ねました。3年ほど前から耕作放棄地となっていたため、あっせんに向けて耕運整備を行ったこと、希望価格のことについての確認などを行いました。 再度4月9日、依頼人宅を訪問したところ、希望価格の変更の相談があり、その足で市役所に変更が可能かどうか確認に行きました。大丈夫とのこと、それにより、高額にはね上がり、今回の条件に見合うような対象となる土地を必要とする方を探すこととして、活動を続けて参ります。以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 3月19日、有明庁舎にて、志布志市農業振興対策協議会に、23日、志布志運動公園体育館ほかにて、都城志布志道路開通式に、25日、鹿児島市にて、鹿児島県農業会議第107回通常総会並びに農地利用最適化推進検討会にそれぞれ出席、4月1日、辞令交付式、2日、事務打合せ、9日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、5ページ、番号31番について審議いたします。なお、譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	それでは、事務局の報告をお願いいたします。
事務局	宮島	それでは議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の番号31番について、ご説明申しあげます。 議案書は、5ページです。まず譲渡人は、曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん66歳で、譲受人は、曾於郡大崎町益丸にお住まいの〇〇さん40歳です。 申請地は、記載されているとおりですが、現況田が1筆で2,766㎡です。 申請地の場所ですが、志布志市有明町原田にある宇都中から、市道宇都鼻・荷返線を南東側へ910m進み、同市道と市道花立・荷返線の交差点を左折し、市道花立・荷返線を北に100m進んで右折し、農道を110m進んだ左手に位置します。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日まで出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございますが、申請地には飼料作物を作付けすることです。 申請事由は譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模拡大でございます。

		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で番号31番について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 委員	萩迫 畑山	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 〇〇さんは、本日はお忙しいときにありがとうございます。 1点質問いたします。ご自宅からこの圃場に車で、所要時間はどのくらいかかるか、教えていただけますでしょうか。
会場 議長 会場 議長	〇〇 萩迫 委員 萩迫	車で、5分ほどです。 他にご意見ございませんか。 (会場 なし) 他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございます。
会場 議長	〇〇 萩迫	(〇〇さん 退席) 他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
事務局	宮島	次に、番号32番について審議いたします。それでは、事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の番号32番について、ご説明申し上げます。 議案書は、5ページです。まず譲渡人は、鹿児島市大竜町にお住まいの〇〇さん60歳で、譲受人は、曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん59歳です。 申請地は、記載されているとおりですが、現況田が1筆で、1,845㎡です。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者であるため、本日は、お呼びしておりません。 申請地の場所ですが、有明町蓬原にある元JAあおぞら総合福祉センターから市道平山・普現堂1号線を南東へ230m進み、同市道と市道上大久保・西大久保線の交差点を右折し、市道上大久保・西大久保線を南西へ180m進み、同市道と市道グリーンロード志布志線の交差点を右折し、市道グリーンロード志布志線を南西へ380m進み左折し、農道を210m進んだ右側に位置します。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地には飼料作物を作付けすることです。 なお、通作距離は、自宅から4kmとのことです。 また、申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望のため、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。

		譲受人宅からは、車で２、３分のところにあります。 次に、番号 36 番の譲渡人は、志布志町安楽上門にお住まいの〇〇さん 89 歳です。 譲受人は、先ほどの番号 35 番と同じく〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先ほどの県道沿い左側の 2 筆より手前 50m 右側に 5520 番 1、5520 番 3 の 2 筆並んであります。そこから南へ約 1 km 弱に、5625 番 4、5625 番 5 と、ここも並んで 2 筆あります。譲受人宅から、車で２、３分のところにあります。 〇〇さんは、兼業農家であり、21 年ほど前から両親と水稻、冬瓜を主に栽培しており、申請地にも継続して水稻を作付けする予定とのことです。 また、トラクター 1 台、田植え機 1 台、耕運機 1 台を保有しています。 番号 35 番の〇〇さんと、番号 36 番の〇〇さんは夫婦であり、〇〇さんとは、親子関係にあり、親子による贈与と受贈です。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 35 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号 36 番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 37 番について審議いたします。小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 37 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町帖松原にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町帖天神にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書 7 ページに記載されているとおり、申請地の場所は、市役所より 220 号線を東へ 1,800m 進んだ天神の坂の途中の焼肉店山八の裏側に位置します。 2 筆目は、1 筆目の圃場からさらに東へ 1,300m 進んだ外牧集落の志布志市消防団の夏井陣岳詰所の左手に位置します。 譲受人宅から、1 筆目は車で 1、2 分くらい、2 筆目は車で 2、３分のところにあります。

		〇〇さんは、認定農業者であり、父親、妹、本人の３人で、甘藷の作付や苗を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付する予定であるということです。 また、トラクター２台、耕運機１台、ユンボ１台等を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、８ページ、番号 38 番について審議いたします。脇田委員の報告ですが欠席のため、事務局が代わりに報告をお願いいたします。
事務局	花木	番号 38 番を脇田推進委員に代わりましてご報告いたします。
		譲渡人は、松山町新橋豊留自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町新橋豊留自治会にお住まいの〇〇さんです。
		二人は親子関係で、申請事由は親子間の贈与、受贈でございます。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、畑が道の駅松山より市道飯野松山線を豊留方面へ 500m ほど進むと譲渡人宅の入口があり、1772 番 1 が左側で、1774 番 1 が入口より豊留方面に 50m 先の左側です。
		次に東原 3908 番、3910 番 1、3911 番 2 の田は、同じく市道を 700m 進むと斜め左に入る市道豊留宮田上線が出てきます。そこを宮田上方面へ 950m 進んで左折、農道を 350m 進み右折、650m 進んだ右手にあります。
		現在 3 筆が一面に整地され使用されています。
		次に宮ノ迫 3516 番 4 の田は、先ほどの豊留宮田上線をさらに宮田上方面へ 800m 進んだ左手に位置します。
		譲受人宅からは、畑が車で 1 分ほど、田が 7～8 分の所にあります。
		〇〇さんは、認定農家で奥様と 2 人でイチゴを中心に施設、露地園芸を行っており、畑は甘藷、田は水稻を作付ける予定です。
		また、トラクター２台、田植え機１台、防除及び管理機一式、軽トラ１台保有しています。
		以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 39 番について審議いたします。福岡裕幸委員の報告ですが欠席のため、事務局が代わりに報告をお願いいたします。
事務局	花木	番号 39 番を福岡裕幸委員に代わりましてご報告いたします。 譲渡人は、福岡市西区にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線のやっちくふれあいセンター入口より、南方向に 170m 進み、右折して 160m 進み、さらに右折し 80m 進んだ右側です。 譲受人宅からは、車で 2 分の所にあります。 〇〇さんは、認定農家であり、夫婦と雇用 1 人でピーマン、とうがらしを栽培しており、申請地にはとうがらしを作付けする予定とのことです。 また、トラクター 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 5、議案第 25 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 10 ページ、番号 3 番を審議いたします。現地を調査された春田委員の報告をお願いいたします。
委員	春田	会長から依頼のありました議案第 25 号、番号 3 番について報告します。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、宮脇茂樹委員と宮脇勇委員と私春田です。 譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、夫の〇〇さんでした。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況などについては、それぞれ議案書及び総会資料の 7 ページから 9 ページです。 場所は、有明町原田にある東下公民館から、東下中線を北へ 105m 進んだ左手に位置します。除外の目的は、一般住宅です。 排水の雨水は、自然流下です。汚水については、合併浄化槽を通して側溝に流します。 申請地は、平成 30 年 5 月 30 日付で、農業用施設への転用許可を受け、す

		でに転用を実施され、地目も宅地に変更されています。 そのため、農地法の適用外となりますが、農振除外に対する意見には回答しなければなりません。 なお、今回の除外で農業用施設の面積が減少しますが、農業経営の影響は少ないとのことでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、農用地区域から除外してもやむを得ないのではないかと意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。
委員	今市	議案第 25 号、番号 4 番について報告します。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、吉野委員、坪山委員と私、今市と事務局より 1 名の同行がありました。 譲渡人は、松山町泰野〇〇の特別養護施設〇〇にお住まいの〇〇さんですが、成年後見人は、志布志町帖の〇〇さんです。 譲受人は、松山町尾野見〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、松山有機工場前の市道中島中村線を北西へ 310m 進み左折し、220 m ほど進んだ右手に位置します。譲渡区分の目的は、農業用施設です。 その他としまして、当該農地については、給水栓が入っておりますが、土地改良区とは協議済みとのことでした。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第 5、議案第 25 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意

	見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。 まずは、12ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 議案第26号、番号3番について報告いたします。 調査日は、4月7日、調査員は、宮脇茂樹委員、春田委員と私、宮脇です。 申請人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は、14ページから18ページです。 場所は、蓬原小学校から県道宮ヶ原大崎線を北へ260m進み左折し、県道志布志有明線を240m進み左折し、宅地内を20m進んだ正面に位置します。 転用目的はカーポートです。 隣接する農地で農業作業する際、利用してきた車を駐車するカーポートを新設するものですが、すでにカーポートとして利用しており、今回、始末書をつけて、追認して申請するものです。 10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 第2種農地は、代替地がないときに限って許可することができます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
委員 宮脇勇	議案第26号、番号3番について報告いたします。 調査日は、4月7日、調査員は、宮脇茂樹委員、春田委員と私、宮脇です。 申請人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は、14ページから18ページです。 場所は、蓬原小学校から県道宮ヶ原大崎線を北へ260m進み左折し、県道志布志有明線を240m進み左折し、宅地内を20m進んだ正面に位置します。 転用目的はカーポートです。 隣接する農地で農業作業する際、利用してきた車を駐車するカーポートを新設するものですが、すでにカーポートとして利用しており、今回、始末書をつけて、追認して申請するものです。 10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 第2種農地は、代替地がないときに限って許可することができます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場 委員	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員 宮脇勇	次に、日程第7、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、14ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 議案第27号、番号12番について報告いたします。 調査日は、4月7日、調査員は、宮脇茂樹委員、春田委員と私、宮脇です。 譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野神にお住まいの、〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及

		び総会資料のとおりです。総会資料は 19 ページから 21 ページです。 場所は、議案第 26 号の番号 3 番の場所の南側に隣接しています。 転用目的は一般住宅です。 排水は、合併浄化槽で県道の排水路へ流すとのことです。 その他、盛土を行い、農地の境目のところはブロックを積むとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 第 2 種農地は、代替地がないときに限って許可することができます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 13 番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。 委員 今市 議案第 27 号、番号 13 番について報告します。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、吉野委員、坪山委員と私今市と、事務局より 1 名の同行がありました。 譲渡人は、都城市早水町〇〇番地〇の〇〇さんです。 譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、ヤマト運輸株式会社志布志営業所前の市道船迫大渡 1 号線を、有明町伊崎田方向へ 200m ほど進んで右折し、80m 進んで左折し、26m 進んだ左手に位置します。転用目的は、露天資材置場です。 排水については、西側の方に畦畔を設けて、土砂流出を防止し、雨水については、自然流下して、北側にあります側溝へ流入させるとのことです。 申請地の農地区分は、土地改良事業の施行地であるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	今市	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、15 ページ、番号 14 番を審議いたします。番号 14 番は、令和 6 年第 11 回定例総会の議案第 74 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 12 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。 これにつきまして、何かご意見ございませんか。
委員 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次は、番号 15 番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	議案第 27 号、番号 15 番について報告いたします。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、坪山委員、今市委員と私、吉野です。 譲渡人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、県道志布志福山線の関屋口の坂を登り切ったところにあります町原から志布志中学校に行く陸橋がかかっておりますが、その橋を、志布志中学校方面に行って、北側の 1 番目の道路沿いの宅地があるところ です。 転用目的は、一般住宅で、残地については、クヌギを植えるとのことです。 排水は、入口の市道のところにあります下水道に流します。 また、境界沿いにあります隣の人家は、現在人が住んでなくて空き家状態ですが、家を建てる前に境界のところに立木がかぶっておりますので、また奥の畑も山になっておりまして、大きな杉の木が立っている状態で、家を建てる前に相談をして、木を伐採したほうがいいんじゃないかという提案をしたところでもございます。 申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定めた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次は、番号 16 番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報

委員 宮脇茂樹	告をお願いいたします。 議案第 27 号、番号 16 番について報告いたします。 総会資料の方は、28 ページから 30 ページになります。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、宮脇勇委員、春田委員、私、宮脇でした。 譲渡人は、宮崎県宮崎市大字恒久にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、宮崎県串間市大字都井にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、A コープあおぞら店から県道志布志有明線を東へ 500m 進み右折し、さらに 400m 進んだ右手に位置します。アリス美容室の斜め向かい側になります。用途区分変更の目的は一般住宅です。 汚水処理と生活排水は、合併浄化槽で処理し、雨水については、排水パイプにより、道路側の側溝に流す対策を講じることでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 28 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 まずは、18 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。
委員 坪山	議案第 28 号、番号 4 番について報告いたします。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、吉野委員、今市委員、事務局 1 名と私、坪山でした。 申請人は、千葉県柏市花野井〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 31 ページから 33 ページでございます。 場所は、志布志町帖のこまみず酒店の前の県道南之郷志布志線を、田之浦方向へ約 120m 進んだ左側に位置します。

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	周辺の状況は、平成 11 年に申請人の〇〇さんが相続により取得しましたが、従前より 20 年以上に渡って利用されていないため、幅も狭く原野化しておりまして、農地に復元が困難ということでございます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次は、番号 5 番を審議いたします。同じく現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。
		委員 坪山 議案第 28 号、番号 5 番について報告いたします。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、吉野委員、今市委員、事務局 1 名、私、坪山でした。 申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと千葉県柏市花野井〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料 34 ページから 36 ページのとおりでございます。 場所は、先ほどの番号 4 番と同じ場所でございます。 周辺の状況につきましては、平成 9 年及び平成 11 年に、申請人 2 人がそれぞれ相続しましたが、従前より 20 年以上にわたって利用されていないため、原野化しておりまして、農地に復元困難との意見の一致を見たところでございます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても、問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次は、番号 6 番を審議いたします。同じく現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。
		委員 坪山 議案第 28 号、番号 6 番について報告いたします。 調査日は、4 月 7 日、調査員は、吉野委員、今市委員、事務局 1 名と、私坪山でした。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	申請人は、鹿児島市吉野〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 37 ページから 39 ページを参照ください。 場所は、松山町の養護老人ホームあけぼの園前の市道前田泰野線を挟んだ向かい側に位置します。 申請人は、平成 15 年に主人を亡くされ、当該地を相続し、平成 28 年に所有権移転登記を行いました。しかしながら、当時申請人は高齢で、農業に従事しておらず、現在に至るまで、耕作は行っておりません。 また、令和 6 年 2 月に、娘さんのいる鹿児島市へ転居しておりまして、志布志へ戻る予定はないということ、また今後も耕作はしないということでございます。そのため、当該土地は 20 年以上耕作されておらず、現在、非農地化しております。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 28 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局 河野 議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。 議案書は、19 ページから 27 ページとなっております。 まずは、議案書 20 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 7 年度の 7 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 46,444 m²、畑が 102,953 m²、樹園地が 17,623 m²で、合計しますと 167,020 m²となっております。農地の地権者数は 47 名、耕作者となる配分予定者は 28 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。 詳細につきましては 21 ページから 27 ページの促進計画案及び配分予定者
--	--

		案選定理由をご確認下さい。
議長	萩迫	以上で、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありました。21 ページ、番号 1 番から、22 ページ、番号 18 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 18 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 19 番から、23 ページ、番号 30 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 19 番から番号 30 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 31 番から、番号 33 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 31 番から番号 33 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 34 番から 27 ページ、番号 94 番までと 20 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異

会場 議長	委員 萩迫	議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 30 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	黒石	議案第 30 号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 29 ページをお開きください。 番号 6 番の申出者は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、脇田委員、工藤委員の指名をご提案いたします。 続きまして、番号 7 番の申出者は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、福岡剛委員、下山委員の指名をご提案いたします。 続きまして、番号 8 番の申出者は、宮崎県宮崎市清武町にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっておりますが、議案送付後の令和 7 年 4 月 18 日付けで、申出者の〇〇さんから借り手が見つかったとの理由により、申出の取下げ願いが出されましたので、〇〇さんの申出に対する委員の指名の提案につきましては、取り下げいたします。 なお、取り下げにより、番号 8 番は欠番となります。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
		ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
		(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
		よって、日程第 10、議案第 30 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 11、議案第 31 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
		それでは、議案第 31 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。
議長	萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	
事務局	高野	

令和4年2月2日に発出されました農業委員会による最適化活動の推進等に係る経営局長通知に基づき、令和7年度の最適化活動の目標を設定するものでございます。

議案書 31 ページ、農業委員会の状況でございます。1の農業委員会の現在の体制につきましては、昨年度と変更はございません。

2の農家・農地等の概要につきましては、中段の左側の経営体数、並びに中央の農業者数については、直近の農林業センサス等を引用しているため、昨年度と変更はございません。

中段右側の認定農業者等の数、並びに最下段の耕地面積につきましては、令和7年4月1日現在の数値に修正しております。

議案書 32 ページ、最適化活動の目標でございます。

1の最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の3項目について、現状及び課題、目標を記載、設定しております。

それでは、詳細について説明させていただきます。議案書 32 ページ、(1)農地の集積、①現状及び課題の「これまでの集積面積」3,794ha は、欄外※印3を踏まえ、令和6年度実績を反映しており、「管内の農地面積」で除しますと、集積率は61.3%となるところでございます。

②目標でございますが、目標年度、集積率は令和6年度と変更等はございません。今年度の新規集積面積は、県が示した136.8haとし、今年度末の集積面積の累計は3,930.8ha、集積率63.5%としています。

次の(2)遊休農地の解消でございますが、①の現状及び課題につきましては、令和6年度実績を反映しております。②の目標のa、緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和6年度と同様、欄外※印に記載されており159haを5で除した31.8haを解消目標面積としております。

また、イ、新規発生遊休農地の解消に係る目標面積は、令和6年度利用状況調査で確認できた143.4haの新規発生農地から、その対象面積から除外できる傾斜地、不整形地、狭小地、接道のない囲繞地(いにようち)等45.8haを除外した面積97.6haを解消目標面積としているところでございます。

議案書 33 ページ、(3)の新規参入の促進でございますが、①現状及び課題については、令和7年4月1日現在で記載しております。

②の目標につきましては、令和元年度から令和3年度を過去3年度として、平均値を算出し、その10分の1を当該目標面積としております。

次の2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりのひと月の活動日数目標を令和6年度と同様の10日としております。

(2)活動強化月間の設定目標については、10月から12月の3か月を活動強化月間と位置づけ、10月を、利用意向調査及び遊休農地解消の働きかけ、11月・12月を、戸別訪問を中心に強化していただきたいと考えております。

(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、年1回を目標とし、その内容につきましては、農業公社研修生を励ます会への参加としておりま

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	すが、必要に応じ関係団体が主催する相談会等への参画のほか、農業公社と連携した活動等に参画していきたいと考えております。 以上で、議案第 31 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定についての説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 11、議案第 31 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。
--	---

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員